

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第18号

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第30号）

の一部を次のように改正する。

別表第2 特別支援学校、高等学校及び中等教育学校の項中「。ただし、1号俸8,995円」及び「。ただし、1号俸11,083円」を削り、同表小学校及び中学校の項中「9,931円」を「10,530円」に、「10,039円」を「10,638円」に、「10,147円」を「10,746円」に、「10,255円」を「10,858円」に、「10,363円、6号俸10,471円、7号俸10,579円、8号俸10,687円、9号俸10,795円、10号俸10,867円、11号俸10,939円」を「10,966円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。